

## 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止（R6重点課題）

「いじめはどこでも、どの子にも起こりうる」ことを踏まえ、根本的ないじめ問題の克服のためには、すべての児童を対象とした**いじめの未然防止の取り組み**をしていく。すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人と育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取り組みを行う。社会全体で人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進していく。

### (2) 家庭の役割

保護者は、子どもの教育に責任をもつことを改めて認識し、自分の子どもがいじめを行うことがないように指導する。また、日頃から温かい人間関係を築き、子どもの小さな変化を見逃さないようにする。そして地域社会の一員として学校・関係機関と連携し、いじめ防止に努める。もし、子どもがいじめを受けた場合、いじめから保護する。また、いじめやその疑いがある場合は、速やかに学校や関係機関と連絡・相談する。

### (3) 地域の役割と連携

地域社会で子どもを育てていく社会づくりを推進する。社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭や地域とがいじめ問題について連携した対策を推進する。もし、いじめを発見した場合や、その疑いがある場合は、速やかに学校や関係機関等に連絡・相談する。

### (4) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。しかし、いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われたり、目の届きにくい時間や場所で発生したりすることもあり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視することなく、積極的にいじめを認知する。

### (5) いじめへの対処

いじめを発見したとき、いじめを受けた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で個別の指導を徹底する。双方の家庭にいじめの実態や経緯と指導内容等について連絡し、協力を求める等、速やかに組織的に対応する。

### (6) 関係機関との連携 組織的な対応（R6重点課題）

いじめ問題の背景に複雑な要因が絡むケースもあるので、平素から関係機関との連携を密にする。学校において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察・児童相談所・医療機関等）と連携し、事案の早期解決に努める。

## 2 いじめ防止のための基本方針

### (1) 教職員は感性を磨き、情報を共有する

いじめは目に見えないところで起こることがある。子どものかすかな変化に気づくことができる感性を磨き、速やかに対処できる実行力を身につける。そのためには、教職員の情報の共有が必須であるので、絶えず情報を公開できる雰囲気をつくる。

### (2) 教職員の人権感覚を高める

教師がいじめを助長することなく、正義感と人権感覚をもち、「学校でおきるいじめを解決できるのは学校しかない」という気概をもつ。

### (3) 生徒指導を機能させる

共感的な人間関係の中で自己存在感を感じ、自己決定ができていけば、子どもは自己肯定感をもつ。その一連の流れが「生徒指導」であり、生徒指導が機能しているクラスや学校には、いじめは起きにくい。学校の行事や授業の中で、生徒指導を機能させたい。

### (4) 道徳教育を充実させる

道徳教育は学校すべての教育活動を通して行わなければならない。その中核となるのが「特別な教科道徳」である。いじめに関わる項目を重点目標に掲げ、体験活動をベースにした「特別な教科道徳」に取り組む。

## 3 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの兆候をとらえ未然に防ぎ、児童からの訴えに対し、迅速に対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、特別支援主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、SSW（スクールソーシャルワーカー）などの心理の専門家や主任児童委員等を加える。

### (1) 組織の役割

- ① 基本方針に基づき、具体的な指導内容のプログラム化を図り、校内研修の取り組みを含めた年間計画を作成し、実行する。また、PDCAサイクルを意識し、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ② この組織がいじめの相談窓口となる。また、アンケートや個人面談の実施やそれに対する適切な対処などを検討し、マニュアルを定め、全職員で実施する。
- ③ いじめの疑いがある場合は、早急に委員会を招集し、具体的な対応を協議し対処する。

### (2) 「いじめ対策委員会」の取り組み

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
  - ア 学校評価アンケートから、本校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
  - ア 年度初めに、「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
  - イ いじめアンケート（学校生活アンケート）やQ-Uアンケート、教育相談の結果を集約、分析、対策の検討を行う。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取

ア 学校だよりやホームページ、学年だより、学級だより等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価の結果、学年や学級での取り組み等を発信する。

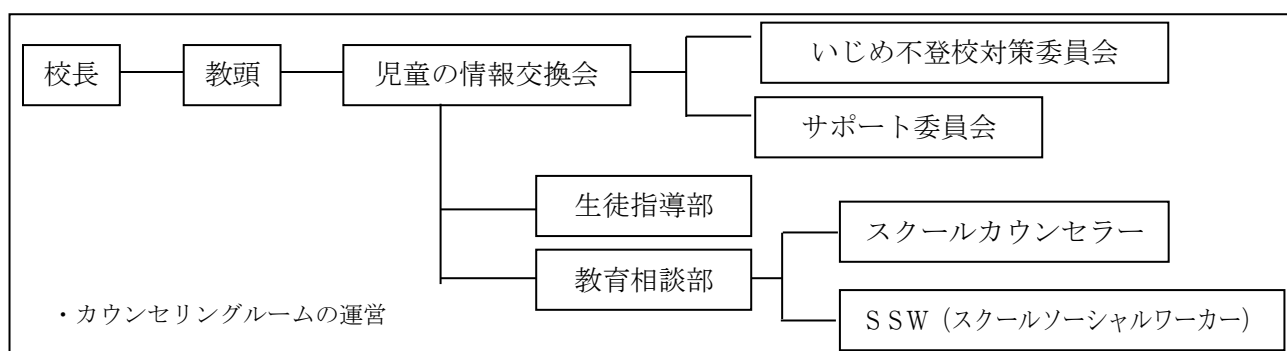
#### ④ いじめへの対処

ア いじめがあった場合や、その疑いがあるという情報が入った場合、正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。

イ メンバー構成を検討し、迅速に対応する。必要に応じて関係機関との連携を図る。

ウ 問題を解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

エ 「豊小いじめ対応マニュアル」を策定し、教職員に周知・徹底を図るとともに、実効性のある組織を作っていじめ防止に常に努める。



### (3) いじめの防止等に関する取り組みの具体化

いじめ対策委員会の方針を受け、具体的に取り組んでいく。児童が発する小さなサインを見逃さないようにし、早期発見に努める。定期的にいじめアンケートやQ-Uアンケートを実施するとともに、教育相談の時間を設け、子どもの悩みを受け取ったり学級内での様子などを把握したりする。

#### ① いじめの未然防止の取り組み強化 (R6重点目標)

ア 児童同士のかかわりや対話を大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。

イ ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、円滑な人間関係を育むとともに、児童の活動や努力を認めたり構成的エンカウンターなどを取り入れたりしながら、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童のネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

オ 小中学校間の連携を推進し、児童の情報共有を図る。小中連携シートの活用や生徒指導主任会での情報交換など、持続する学校間での連絡を密に取ることができるような体制作りを行う。また、中学校区内の小中学校間の連携を図ることの体制作りを行う。

#### ② いじめの早期発見

ア 生活アンケートやQ-Uアンケート・教育相談 (いずれも年2回)、情報交換全体会 (毎週) を実施し、児童の小さなサインを見逃さないようにつとめる。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等につ

いて相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

### ③ いじめへの対処

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」等を開催し、組織的に早急に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解を図り、保護者の協力を得て、スクールカウンセラー、SSW（スクールソーシャルワーカー）等の専門家や、児童委員、警察署、児童相談所等の関係機関と連携し、対応する。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

### ④ 学校評価等の改善

いじめ防止基本方針に基づく取り組みにかかわる達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。学校運営協議会等でその評価について協議し、学校におけるいじめ防止等のための取り組みの改善を図る。

## 4 重大事態への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされたり、多人数によるいじめが相当期間継続したりするなどの重大事態への対応については、教育委員会への発生の報告をし、指示を仰ぐ。学校が調査主体となった場合、次のようにする。

### (1) 学校に重大事態の調査組織を設置

① 「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて専門家を加える。

### (2) 事実関係を明確にするための調査を実施

① いじめが起こった時、期間、態様、因果関係、学校・教職員の対処のしかたなどをできる限り網羅的に明確にする。

② いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に質問調査や聴き取りを行う。その場合、いじめられた児童を守ることを最優先する。

③ いじめられた児童の状況を十分に考慮し、継続的なケアを行い学校生活や学習支援等を行う。

④ いじめが要因として疑われる自殺が起こった場合は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月 自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にして行う。

⑤ 児童や保護者のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すために支援に努め、情報発信や個人のプライバシーに十分に配慮する。

### (3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者へ、調査結果を十分に説明する。その際には、個人情報に十分に留意する。

② 調査結果を教育委員会に報告する。

### (4) 調査結果を踏まえた必要な措置

- ① 必要があれば、教育委員会の指示を受け、再調査を行う。
- ② 学校でも十分に児童に配慮して指導にあたるが、重大事態の場合は、教育委員会や市長の指示を仰ぎ、指導主事の支援、教職員の人的強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の追加配置等の支援を受ける。